

資 料

1	組織機構及び事務分掌	・ ・ ・	68
2	豊見城市公害防止条例	・ ・ ・	69
3	豊見城市公害防止条例施行規則	・ ・ ・	71
4	豊見城市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例	・ ・ ・	76
5	豊見城市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則	・ ・ ・	80
6	豊見城市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	・ ・ ・	84
7	豊見城市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 施行規則	・ ・ ・	86
8	豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例	・ ・ ・	88
9	豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例施行規則	・ ・ ・	89
1 0	特殊旅館及び特殊浴場の営業を目的とした建築の規制 に関する条例	・ ・ ・	90
1 1	豊見城市飼い犬条例	・ ・ ・	91
1 2	豊見城市飼い犬条例施行規則	・ ・ ・	93
1 3	豊見城市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則	・ ・ ・	94
1 4	豊見城市墓地等の経営許可等に関する規則	・ ・ ・	96
1 5	豊見城市公営墓地整備計画策定委員会規則	・ ・ ・	98
1 6	豊見城市公害対策審議会規則	・ ・ ・	99

1 組織機構及び事務分掌

市民部 生活環境課 生活衛生班・環境保全班

(令和4年4月1日現在)

○生活環境課職員 8名 課長(1名) 班長(2名)
主任主事(3名) 会計年度任用職員(2名)

- (1) 一般廃棄物処理業の許可に関する事。
- (2) ごみ収集委託業者の指導に関する事。
- (3) 浄化槽等の管理及び指導に関する事。
- (4) 清掃施設組合との連絡調整に関する事。
- (5) 一般廃棄物総合計画に関する事。
- (6) 一般廃棄物の減量化及び資源化に関する事。
- (7) クリーン指導員に関する事。
- (8) ごみ、し尿等の不法投棄の監視及び処理に関する事。
- (9) 環境衛生意識の向上に関する事。
- (10) 寄生虫予防及び狂犬病予防に関する事。
- (11) 衛生に関する調査及び統計に関する事。
- (12) 犬、猫等の管理指導及び死体処理に関する事。
- (13) 防疫用薬剤及び機器に関する事。
- (14) そ族昆虫類の駆除及びハブ対策に関する事。
- (15) 一般廃棄物の処理、収集及び運搬の指導に関する事。
- (16) 鳥獣保護に関する事。
- (17) 自然保護に関する事。
- (18) ラムサール条約に関する事。
- (19) 漫湖水鳥・湿地センターに関する事。
- (20) 地球環境に関する事。
- (21) 資源エネルギーに関する事。
- (22) 公害苦情、相談及び紛争の処理に関する事。
- (23) 公害の調査測定及び指導等に関する事。
- (24) 公害防止に関する施策及び実施計画に関する事。
- (25) 産業廃棄物等による公害防止の規制及びその指導に関する事。
- (26) 生活排水対策事業に関する事。
- (27) 沖縄県赤土等流出防止条例に関する事。
- (28) 環境総合計画に関する事。
- (29) 沖縄県環境影響評価条例に関する事。
- (30) 墓地及び無縁墳墓に関する事。
- (31) 火葬場に関する事。
- (32) 南斎場に関する事。
- (33) 公営墓地に関する事。
- (34) 空き地等の生活環境保全に関する事。
- (35) 環境保全意識の向上に関する事。
- (36) 空港周辺生活環境整備及び住宅騒音防止対策事業に関する事。
- (37) 専用水道に関する事。
- (38) 饒波川流域地域再生計画に関する事。

2 豊見城市公害防止条例

(昭和55年7月9日条例第26号)

改正 平成12年3月31日条例第9号 平成18年12月11日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、公害防止のため必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他の活動に伴って生ずるばい煙等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (2) ばい煙等 ばい煙、すす、粉じん、ガス、汚水(廃液を含む。)、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下及び土壌の汚染をいう。
- (3) 指定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙等を発生し、又はもたらす施設であつて、規則で定めるものをいう。
- (4) 特定工事 生活環境において行われる工事のうち、ばい煙等を発生させ、又はもたらすおそれがあるものであつて、規則で定めるものをいう。
- (5) 規制基準 指定施設及び特定工事から排出し、又は発生するばい煙等の量、濃度、程度の許容限度又は施設の構造基準、維持管理の方法であつて、規則で定めるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例に定める目的を達成するために公害防止に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、公害の防止のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体に協力を要請し、又は他の地方公共団体から協力の要請に応ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、つねに公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、この条例に違反しない場合においても公害を防止するため最大限の努力をしなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、公害を発生させることのないようつねに努めるとともに、その発生源及び発生状況を監視し、公害の防止に関する市の施策に協力するなど公害の防止に寄与するように努めなければならない。

(指定施設の設置使用届出)

第6条 指定施設を設置しようとする者は、その指定施設の設置工事開始の30日前までに規則で定めるところにより、設置届出書を市長に届け出なければならない。

2 1の施設が指定施設になったとき現に当該施設を設置している者は、前項の規定にかかわらず、指定施設になった日から60日以内に規則で定めるところにより使用届出書を市長に届け出なければならない。

3 第1項の届出には、設置場所の周辺関係者の同意書を添付しなければならない。

(施設変更等の届出)

第7条 前条第1項及び第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事開始の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守)

第8条 指定工場等を設置している者は、規制基準を遵守しなければならない。

(公害防止協定等の締結)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、指定工場等を設置している者又は設置しようとする者との間に公害の防止に関し、協定等を締結し、当該協定にしたがい特別の措置を講ずることができる。

(措置命令)

第10条 市長は、指定施設に係るばい煙等の量、濃度、程度又は構造基準、維持管理の方法が、その指定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、ばい煙等排出者に対し期限を定めて、ばい煙等の処理方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、当該指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(公表)

第11条 前条第2項の規定により命令を受けた者が、その命令に応じなかったときは、市長はそのものを公表することができる。

第12条 削除

(公害防止の緊急措置)

第13条 市長は、ばい煙等の排出又は発生が著しく市民の健康又は生活環境をそこなうことがあり、かつ、緊急にその公害を防止する必要があると認めるときは、ばい煙等排出者に対し、ばい煙等の排出量の減少その他必要な緊急措置を講ずることを求めるものとし、ばい煙等排出者は、これに応ずるよう努めなければならない。

(特定工事による公害の防止)

第14条 特定工事をしようとする者は、その工事現場又は当該工事に伴う車両等の運行により、公害が発生しないように努めなければならない。

2 市長は、特定工事等による公害の発生のため、市民の健康又は生活環境がそこなわれていると認めるときは当該工事を行っている者又はさせている者に対し、期限を定めて必要な限度において公害防止の方策その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定によって勧告を受けた者が、その勧告に従わないで、特定工事を行っているときは、期限を定めて必要な限度において公害防止の方策その他必要な措置を講ずることを命令することができる。

(燃焼行為の制限)

第15条 何人も、燃焼に伴いばい煙、ガス、すす、粉じん又は悪臭を著しく発生するおそれのあるゴム、イオウ、皮革、合成樹脂、油類その他これに類するものを多量に屋外において燃焼させてはならない。ただし、燃焼炉の使用その他適正な処理の方法により、燃焼させる場合はこの限りでない。

(夜間の静穏保持)

第16条 何人も、夜間において音響機器音、楽器音、人声等によりみだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(規制基準の定めがない公害の措置)

第17条 市長は、規制基準の定めがないばい煙等により現に公害が発生し、又は発生のおそれがあると認めるときは、ばい煙等排出者に対し、ばい煙等の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずることを求めることができる。

(報告の義務)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等排出者に対してばい煙等の処理、排出の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、ばい煙等排出者の工場又は事業場に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公害対策審議会)

第20条 市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査、審議するため、豊見城市公害対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 第2条第3号に規定する指定施設を定めること。

(2) 第2条第5号に規定する規制基準を定めること。

(3) 第10条の規定による権限に基づく措置命令に関すること。

(4) その他公害防止策に関すること。

2 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は知識経験者のうちから市長が任命又は委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に関し必要な事項は、別に定める。

(他の地方公共団体との協力)

第21条 市長は、公害防止のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体に協力を要請し、又は他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 第10条第1項、第2項及び第14条第3項の規定による命令に違反した者は10万円以下の罰金に処する。

2 第6条及び第7条の規定に違反した者は、6万円以下の罰金に処する。

3 第18条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は第19条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月11日条例第24号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

3 豊見城市公害防止条例施行規則

(昭和56年3月7日規則第6号)

改正 平成21年9月30日規則第30号 平成25年10月2日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市公害防止条例(昭和55年豊見城村条例第26号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定施設)

第2条 条例第2条第3号の規定による指定施設は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 大気汚染に係るものにあつては、別表第1(その1)
- (2) 水質汚濁に係るものにあつては、別表第1(その2)
- (3) 騒音に係るものにあつては、別表第1(その3)
- (4) 悪臭に係るものにあつては、別表第1(その4)

(規制基準)

第3条 条例第2条第5号の規定による規制基準は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 大気汚染に係るものにあつては、別表第2(その1)
- (2) 水質汚濁に係るものにあつては、別表第2(その2)
- (3) 騒音に係るものにあつては、別表第2(その3)
- (4) 悪臭に係るものにあつては、別表第2(その4)

(特定工事及び規制基準)

第4条 条例第2条第4号の規定による特定工事は別表第3の各項に掲げるとおりとし、規制基準は同表(III)に掲げるとおりとする。

(指定施設の届出)

第5条 条例第6条に規定する指定施設(設置、使用)の届出は、様式第1号により行うものとする。

2 前項に定める使用届出は、沖縄県生活環境保全条例施行規則(平成21年沖縄県規則第49号)第4条から第6条までに掲げる施設については、条例第6条第2項に定める使用届出の必要な指定施設から除く。

(指定施設の変更届出)

第6条 条例第7条に規定する指定施設変更の届出は、次に掲げる事項に該当したときに行うものとし、第1号から第3号までに係る届出については様式第2号、第4号に係る届出については様式第3号とする。

- (1) 指定施設の構造の変更
- (2) 指定施設の使用の方法の変更
- (3) 公害防止の方法の変更
- (4) 指定施設の使用の廃止

(名称等変更の届出)

第7条 条例第6条の規定による届出をした者は、その届出に係る名称等(名称、氏名、住所及び所在地)を変更しようとするときは、事前に様式第4号により届け出なければならない。

(受理書の交付)

第8条 市長は、第5条及び第6条第1号から第3号までに係る届出を受理したときは、様式第5号により受理書を交付する。

(同意書の添付の範囲)

第9条 条例第6条第3項の規定による同意書については、市長が特に必要と認めるもの以外については添付しないことができる。

(命令等及び公表の様式)

第10条 条例第10条第1項及び第14条第3項による措置命令は様式第6号、条例第10条第2項による一時停止命令は様式第7号、条例第11条による公表は様式第8号により行う。

(立入検査の身分証明書)

第11条 条例第19条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、様式第9号とする。

(審議会の役員)

第12条 豊見城市公害対策審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第13条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が、出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月30日規則第30号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成25年10月2日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別表第1 (その1) (第2条関係)

大気汚染に係る指定施設

項	業 種	指定施設	規 模
1	すべてのもの	廃棄物焼却炉	火格子面積0.75㎡以上のもの

別表第1 (その2) (第2条関係)

水質汚濁に係る指定施設

項	業 種	指定施設	規 模
1	畜産農業	(1) 豚房施設	豚房の面積30㎡以上のもの
		(2) 牛房施設	牛房の面積100㎡以上のもの

別表第1 (その3) (第2条関係)

騒音に係る指定施設

項	用途区分	施 設 名	規模又は能力
1	金属製品加工の用に供するもの	(ア) 高速切断機(カットグラインダーを含む。)	すべてのもの
		(イ) 研摩機(湿式及び工具用を除く。)	すべてのもの
		(ウ) シャーリングマシン(せん断機)	原動機の定格出力が1.5kw以上3.75kw未満のもの
		(エ) 平削盤	すべてのもの
		(オ) 型削盤	すべてのもの
		(カ) 自動ヤスリ目立機	すべてのもの
2	工場又は事業場に設置されているもの	(ア) 圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が2.25kw以上7.5kw未満のもの
		(イ) クーリングタワー	原動機の定格出力が0.75kw以上のもの
		(ウ) ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(定着式のものに限り)	原動機の定格出力が0.75kw以上のもの
		(エ) 集じん装置	すべてのもの
3	土石又は鉱物の粉碎及びふるい分けの用に供するもの	(ア) 破碎機	原動機の定格出力が7.5kw未満のもの
		(イ) 摩砕機	原動機の定格出力が7.5kw未満のもの
		(ウ) ふるい分機	原動機の定格出力が7.5kw未満のもの
		(エ) 分級機	原動機の定格出力が7.5kw未満のもの

項	用途区分	施 設 名	規模又は能力
4	建設用資材の製造の用に供するもの	(ア) コンクリートプラント	混練機の混練容量が0.45m ³ 未満のもの
		(イ) アスファルトプラント	混練機の混練容量が200kg未満のもの
5	木材の加工の用に供するもの	(ア) 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が0.75kw以上15kw未満のもの 木工用のものにあつては原動機の定格出力が0.75kw以上2.25kw未満のもの
		(イ) 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が0.75kw以上15kw未満のもの 木工用のものにあつては原動機の定格出力が0.75kw以上2.25kw未満のもの
		(ウ) かんな盤	原動機の定格出力が0.75kw以上2.25kw未満のもの

別表第1（その4）（第2条関係）
悪臭に係る指定施設

項	業 種	指定施設	規 模
1	畜産農業	(1) 豚、牛の飼養に供する施設であつて、次に掲げるもの (ア) 飼養施設 (イ) 飼料調理施設 (ウ) ふん尿処理施設	豚房面積30m ² 以上のもの 牛房面積100m ² 以上のもの
		(2) 鶏舎	鶏舎面積50m ² 以上のもの
2	動物質飼料、肥料の販売又は製造業	動物質飼料、肥料の販売又は製造の用に供する施設で次に掲げるもの (1) 飼料、肥料の置場 (2) 原料置場 (3) 製造施設	すべてのもの
3	すべてのもの	廃棄物焼却炉	火格子面積0.75m ² 以上のもの

別表第2（その1）（第3条関係）
大気に係る規制基準

項	指 定 施 設	規 制 基 準
1	別表第1（その1）第1項に掲げる施設	(1) 防じん装置を有すること。 (2) 煙突は、ばい煙の拡散効果を図るため必要な高さを有すること

別表第2（その2）（第3条関係）
水質の汚濁に係る規制基準

項	指 定 施 設	規 制 基 準
1	別表第1（その2）に掲げる施設	(1) 飼養施設の床は、コンクリート構造とし、側溝にフタがされていること。 (2) ふん尿処理施設は、常に点検整備し、ふん尿、汚水等を未処理のまま公共用水域に放流しないこと。 (3) ふん尿及びこの汚水を貯溜する施設は、溢流、漏水等のないような適切な規模、構造とすること。 (4) 堆肥舎を有する場合、降雨による汚水の流出を防止し衛生害虫の発生を防ぐ措置を講ずること。

別表第2（その3）（第3条関係）

騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時から 午後7時まで	朝夕 午前6時から 午前8時まで及び 午後7時から 午後9時まで	夜間 午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル

備考

- この規制基準を適用する地域及び区域は、市行政区域のうち騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（平成24年豊見城市告示第30号）で指定する部分とする。
- 別添図面のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第8条第1項第1号にかかげる都市計画区域のうち第1種、第2種をのぞく区域については、告示の日から1年間は、なお従前の例による。
- この表にかかげる区域の区分のうち、第2種区域、第3種区域及び第4種区域で、次にかかげる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、それぞれこの表に定める値から5デシベルを減じた値とする。
 - 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
 - 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 騒音測定地点は、原則として工場等の敷地境界線上に定めるものとする。
- 騒音の測定は、日本工業規格C1502に定める指示騒音計又は国際電気標準会議のPUB179に定める精密騒音計を用いて行うものとする。この場合、聴感補正回路は、A特性を用いることとする。
- 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次にかかげるとおりとする。
 - 騒音計の指示値の変動が少ない場合には、その指示値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 騒音計の指示値が、不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- この表に定める騒音の規制基準値は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。
 - 法令により認められた目的のために使用するとき。
 - 広報その他の公共の目的のために使用するとき。
 - 官公署、学校、工場において時報用のために使用するとき。
 - 祭礼、盆おどり、運動会その他の社会生活において適当と認められる一時的行事に使用するとき。
 - その他市長が特に認めたとき。

別表第2（その4）（第3条関係）
悪臭に係る規制基準

項	指 定 施 設	規 制 基 準
1	別表第1（その4）第1項の（1） に掲げる施設	（1）飼養施設の内部及び周辺は、常に清潔に保つこと。 （2）飼養施設の床は、コンクリート構造とし、側溝にはフタがされていること。 （3）飼養施設のふん尿、その他悪臭を発する汚物は、密閉構造の貯溜槽又はそれと同等以上の効果を有する建造物に集めること。 （4）防臭剤及び防虫剤を常時散布し、悪臭及び衛生害虫の発生を防止すること。
	別表第1（その4）第1項の（2） に掲げる施設	（1）鶏舎の内部及び周辺は、常に清潔に保つこと。 （2）鶏舎の外部にふん尿が流れ出ない構造とすること。 （3）集ふん作業を頻繁に行うこと。 （4）防臭剤及び防虫剤を常時散布し、悪臭及び衛生害虫の発生を防止すること。
2	別表第1（その4）第2項に掲げる施設	（1）飼料、肥料置場の構造は密閉構造とすること。 （2）搬入搬出のさい周辺の人の多数が不快を感じないようにすること。 （3）有効な脱臭装置がされていること。 （4）原材料、その他の悪臭を発生するものは、悪臭のもれにくい容器に収納すること。
3	別表第1（その4）第3項に掲げる施設	（1）悪臭を著しく発生させるものを焼却しないこと。

別表第3（第4条関係）
特定工事に係る規制基準

項	（Ⅰ）特定工事	（Ⅱ）規模	（Ⅲ）規制基準
1	土砂等の採掘作業	最初の作業日から30日間の累積作業日数が3日以上のもの	（各項共通） ○工事現場へ出入りする車両は粉じん、騒音、振動を発生しにくい程度の速度で運行すること。又、積載車両は粉じんが飛散しないようにカバーでおおわれていること。 ○工事現場及びそこへ出入りする道路は、粉じんの飛散しにくい形態にされていること。 ○工事現場から発生する騒音、振動は周辺住民の多数の者の受忍限度を超えない程度のものとする。
2	埋土、造成工事	すべてのもの（1日で終了するものを除く。）	
3	建設土木工事	すべてのもの（7日間で終了するものを除く。）	

4 豊見城市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例

(平成8年1月8日条例第2号)

(目的)

第1条 この条例は、事業者、市民及び本市が一体となって、生産、流通、消費及び廃棄の各段階における廃棄物の抑制並びに廃棄物の自己処理、再使用及び再生利用による廃棄物の減量化を推進するとともに廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって本市における豊かで快適な環境の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 適正処理困難一般廃棄物 法第6条の3第1項に規定する環境大臣が指定する一般廃棄物及び本市において適正処理が困難な一般廃棄物で規則で定めるものをいう。
- (4) 特別管理一般廃棄物 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物をいう。
- (5) 廃棄物の減量化 廃棄物の排出抑制、自己処理、再使用及び再生利用により廃棄物を量的に減らすことをいう。
- (6) 資源化 物の再使用、再生利用及び有効利用をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、廃棄物の減量化に努めるとともに、事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の自己処理等廃棄物の減量化に努めるとともに、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(市長の責務)

第5条 市長は、この条例に定める目的を達成するため、あらゆる施策を通じて廃棄物の減量化の推進及び適正処理を図らなければならない。

2 市長は、前項の施策の実施に当たっては、事業者及び市民の意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。

(一般廃棄物対策推進審議会)

第6条 一般廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する事項について審議するため、豊見城市一般廃棄物対策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織及び運営)

第7条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民等の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 事業者の代表
- (4) 関係行政機関の職員

(クリーン指導員)

第8条 法第5条の8第1項の規定に基づき、廃棄物の減量化及び適正処理を推進するためクリーン指導員を置く。

(事業者による廃棄物の減量化の推進)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品、容器等の開発を行うこと並びに製品、容器等の修理及び回収の体制を確保することにより廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品の利用に努めなければならない。

(事業者による製品等の資源化の促進)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の資源化の容易性についてあらかじめ自ら評価し、資源化の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の資源化の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の資源化を促進しなければならない。

(適正包装等)

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の資源化を促進しなければならない。

(市民による廃棄物の減量化の推進)

第12条 市民は、商品の購入に際して、その商品の内容及び包装、容器等を勘案し、再生品その他の資源化に配慮した商品を選択すること等により、廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

(地域団体等の資源化活動への参加等)

第13条 市民は、資源化が可能な物の分別を行うとともに、地域団体等による資源化を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより、資源化に努めなければならない。

(市長による廃棄物の減量化の推進)

第14条 市長は、廃棄物の分別収集、関係施設の整備等により、資源化の徹底を図るとともに、廃棄物の減量化に努めなければならない。

(市長の市民等に対する支援)

第15条 市長は、廃棄物の減量化の推進に関し、市民、事業者及び地域団体の自主的な活動に対し、情報等の提供その他必要な支援を行わなければならない。

(市長の資源回収業者等への協力要請等)

第16条 市長は、廃棄物の減量化を推進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者の育成事業に努めなければならない。

(他の地方公共団体との連携)

第17条 市長は、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する施策の推進に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体との連携を図らなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第18条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき中長期的な視点に立った一般廃棄物処理基本計画及び毎年度の廃棄物の処理に関する一般廃棄物処理実施計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を規則の定めるところにより告示しなければならない。その計画に著しい変更があった場合も同様とする。

(事業者が排出してはならない一般廃棄物)

第19条 事業者は、次に掲げる一般廃棄物を、法第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）が行う一般廃棄物の収集に際して排出し、又は本市の一般廃棄物処理施設に搬入してはならない。

- (1) 分別（前条第1項に基づく一般廃棄物処理実施計画に定める分別をいう。以下同じ。）が行われていない一般廃棄物
- (2) 適正処理困難一般廃棄物
- (3) 特別管理一般廃棄物
- (4) 第2号又は前号の一般廃棄物が混入した一般廃棄物

2 事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物については、法第7条第6項の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「処分業者」という。）により又は事業者自ら適正に処理しなければならない。

(市民が排出してはならない一般廃棄物)

第20条 市民は、次に掲げる一般廃棄物を本市若しくは収集運搬業者が行う一般廃棄物の収集に際して排出し、又は本市の一般廃棄物処理施設に搬入してはならない。

- (1) 分別が行われていない一般廃棄物
- (2) 適正処理困難一般廃棄物
- (3) 特別管理一般廃棄物
- (4) 第2号又は前号の一般廃棄物が混入した一般廃棄物

2 市民は、前項各号に掲げる一般廃棄物については、処分業者より適正に処理しなければならない。

(排出禁止等一般廃棄物の収集等の拒否)

第21条 市長は、前2条により排出又は本市の一般廃棄物処理施設への搬入が禁止されている一般廃棄物については、収集及び本市の一般廃棄物処理施設への搬入を拒否することができる。

(多量の一般廃棄物の範囲)

第22条 法第6条の2第5項の規定による市長が運搬の場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、規則で定める。

(市民が排出する多量の一般廃棄物の処理)

第23条 市民は、規則で定める多量の一般廃棄物を排出する場合は、自ら又は収集運搬業者により本市の一般廃棄物処理施設に搬入しなければならない。ただし、市長が災害その他特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

(共同住宅の建設時の事前協議)

第24条 規則で定める共同住宅を建設しようとする者は、建築確認を受ける前に当該共同住宅の一般廃棄物の排出方法について、市長と協議しなければならない。

(大規模事業所等の管理者の一般廃棄物減量化計画の作成等)

第25条 規則で定める大規模の事業所又は建設物の維持管理について権限を有する者(以下「大規模事業者の管理者」という。)は、規則で定めるところにより一般廃棄物の減量化計画を作成するとともに、それに関する業務を担当させるため一般廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

(大規模事業所等の管理者に対する指導等)

第26条 市長は、大規模事業所等の管理者が行う一般廃棄物減量化について特に必要があると認めるときは、当該大規模事業管理者等の管理者に対し、一般廃棄物減量化計画の作成若しくは実施又は一般廃棄物管理責任者の選任を指導しこれに従わないときは、一般廃棄物減量化計画の作成若しくは実施又は一般廃棄物管理責任者の選任について勧告することができる。

2 市長は、大規模事業所等の管理者が前項の勧告に従わないときは、その事実を公表し、又は本市の一般廃棄物処理施設への当該大規模事業所等が排出する一般廃棄物の搬入を拒否することができる。

3 市長は、前項の規定により、事実を公表し、又は一般廃棄物の搬入を拒否しようとするときは、大規模事業所等の管理者に弁明の機会を与えなければならない。この場合において、あらかじめ書面により当該公表又は拒否する理由、弁明の日時及び場所を通知しなければならない。

(事業者の特別管理一般廃棄物処理状況の報告義務)

第27条 事業活動に伴い特別管理一般廃棄物を生ずる事業者は、特別管理一般廃棄物の状況を市長に報告しなければならない。

2 前項の処理状況の報告に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業者等の許可手数料)

第28条 法第7条第1項及び第6項の規定による一般廃棄物処理業並びに浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、許可証の交付を受ける際、別表第1に定める手数料を納めなければならない。

(一般廃棄物処分等手数料)

第28条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の処分等手数料として、別表第2に定める額を徴収する。

(手数料の減免)

第28条の3 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときには、前条の手数料を減額又は免除することができる。

(報告の徴収)

第29条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第30条 市長は、法第19条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年12月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月22日条例第24号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第10号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月26日条例第52号)

(施行期日) 1 この条例は、平成15年5月1日から施行する。

(準備行為) 2 別表第2第2号から同表第4号までの規定による手数料の徴収のため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置) 3 この条例の施行前の受付に係る別表第2第4号に規定する粗大ごみの処理については、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月24日条例第19号)

この条例は、豊見城市附属機関の設置に関する条例(平成16年豊見城市条例第18号)の施行の日から施行する。

附 則(平成23年3月18日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月26日条例第17号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月10日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第28条関係)

区分	手数料の額	
一般廃棄物の処理業の許可手数料	1件につき	6,
浄化槽清掃業の許可手数料	1件につき	6,
許可証の再交付手数料	1件につき	2,

別表第2(第28条の2関係)

区分	手数料の額	
(1) 特定家庭用機器再商品化法 (平成10年法律第97号。以下この表 において「再商品化法」という。) 第2条第5項の特定家庭用機器廃棄	特定家庭用機器廃棄物の種類ごとに2,500円以内で規則で 定める額	
(2) 市が収集し、運搬し及び処分 する廃棄物のうち、燃やせるごみ	規則で定めるごみ袋10枚入り1組に つき	大 216円
		取手付 216円
		中 183円
		小 162円
(3) 市が収集し、運搬し及び処分 する廃棄物のうち、燃やせないごみ	規則で定めるごみ袋10枚入り1組に つき	大 216円
		中 183円
		小 162円
(4) 市が収集し、運搬し及び処分 する廃棄物のうち、危険ごみ	規則で定めるごみ袋10枚入り1組に つき	小 162円
(5) 市が収集し、運搬し及び処分 する廃棄物のうち、資源ごみ	規則で定めるごみ袋10枚入り1組に つき	大 118円
		中 86円
		小 64円
(6) 市が収集し、運搬し及び処分 する廃棄物のうち、粗大ごみ(再商 品化法第2条第5項の特定家庭用機 器廃棄物を除く。)	規則で定める粗大ごみ処理券1枚に つき	大(1個又は1束の重 量が10キログラム以 上のものをいう。) 324 円
		小(上記大以外のもの をいう。) 162円

5 豊見城市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則

平成8年2月1日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成8年豊見城村条例第2号。以下「条例」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める適正処理困難一般廃棄物)

第2条 条例第2条第3号に規定する適正処理が困難な一般廃棄物は、別表第1のとおりとする。

(審議会の会長及び副会長)

第3条 豊見城市一般廃棄物対策推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。

3 前3条の規定は、部会について準用する。

4 前3項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(審議会の運営細則)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(一般廃棄物処理計画)

第8条 一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物の処理についての基本方針、目標年次、排出状況、処理主体及び計画について策定し、告示するものとする。

2 一般廃棄物処理実施計画は、一般廃棄物の処理について、4月1日から翌年3月31日までを1事業年度として、一般廃棄物の種類別にその収集、運搬及び処分方法その他処理に必要な計画を定め、事業年度の初めに告示するものとする。

3 前2項の計画に著しい変更があった場合は、その都度告示するものとする。

(市長が指示することができる多量の一般廃棄物の範囲)

第9条 条例第22条で規定する市長が運搬の場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、1日に排出する量が250キログラム又は1立方メートル以上のものとする。

(市民が排出する多量の一般廃棄物)

第10条 条例第23条で規定する規則で定める多量の一般廃棄物は、引っ越し、増改築等により排出されたものとする。

(事前協議を要する共同住宅等)

第11条 条例第24条で規定する規則で定める共同住宅は、5戸以上の共同住宅とする。

2 条例第24条の規定による事前協議をしようとする者は、共同住宅建設時の事前協議書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の協議書の提出があった場合において、その協議が整ったときは、共同住宅建設時の事前協議済証（様式第2号）を交付するものとする。

(大規模事業所等)

第12条 条例第25条で定める大規模事業所又は建築物は、次のとおりとする。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物

(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院

(4) その他市長が指定する事業所又は建築物

(一般廃棄物減量化計画等の届)

第13条 条例第25条に規定する一般廃棄物の減量化計画の届出は、大規模事業所等の一般廃棄物減量化計画書（様式第3号）により、毎年2月末日までに行わなければならない。

2 条例第25条に規定する一般廃棄物管理責任者の選任の届出は、一般廃棄物管理責任者選任・解任届（様式第4号）により行わなければならない。

(一般廃棄物減量化計画作成等勧告書)

第14条 条例第26条第1項の規定による勧告は、一般廃棄物減量化計画(作成・実施)一般廃棄物管理責任者選任勧告書(様式第5号)により、行うものとする。

(事業者の特別管理一般廃棄物処理状況の報告)

第15条 事業活動に伴い特別管理一般廃棄物を排出する事業者は、特別管理一般廃棄物の処理状況の報告を特別管理一般廃棄物処理状況報告書(様式第6号)により、毎年2月末日までに行わなければならない。

(一般廃棄物処分等手数料の額)

第15条の2 条例別表第2の規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

(一般廃棄物処分等手数料の徴収の方法)

第15条の3 条例第28条の2に規定する一般廃棄物処分等手数料の徴収の方法は、次に掲げる方法によりこれを行うものとする。

(1) 市が収集し、運搬し、及び処分する特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項の特定家庭用機器廃棄物に係る手数料は、指定金融機関に納付することにより徴収する。

(2) 市が収集し、運搬し、及び処分する廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)に係る手数料は、市長が指定するごみ袋及び粗大ごみ処理券を販売することにより徴収する。

2 市長は、前項第2号の規定による手数料徴収事務を法人又は私人に委託することができる。

(ごみ袋等の規格)

第15条の4 条例別表第2の規則で定めるごみ袋及び規則で定める粗大ごみ処理券は、市の名称、市章その他の必要な事項を記載するものとし、規格は次のとおりとする。

(1) ごみ袋の色は無色とし、燃やせるごみ用は半透明、燃やせないごみ、危険ごみ及び資源ごみ用は透明とする。

(2) ごみ袋の大きさは、次表のとおりとする。

区分	袋の大きさ
大	縦80センチメートル、横65センチメートル
取手付	縦80センチメートル、横65(仕上げ45)センチメートル
中	縦70センチメートル、横50センチメートル
小	縦60センチメートル、横40センチメートル

(3) ごみ処理券の規格は、縦9センチメートル、横17センチメートルとする。

(身分を示す証明書)

第16条 条例第30条第2項に規定するその身分を示す証明書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(処理業の許可申請書)

第17条 法第7条第1項の規定による申請は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第8号)により行わなければならない。

2 法第7条第6項の規定による申請は、一般廃棄物処分業許可申請書(様式第9号)により行わなければならない。

3 法第7条の2第1項の規定による申請は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(様式第10号)により行わなければならない。

(運搬施設等の検査)

第18条 前条の規定による許可申請を行った者は、業務に使用する運搬施設、処理施設等について市長が行う検査を受けなければならない。

(処理業の許可証)

第19条 市長は、第17条第1項の規定による申請に対し許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(様式第11号)を交付するものとする。

2 市長は、第17条第2項の規定による申請に対し許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証(様式第12号)を交付するものとする。

3 市長は、第17条第3項の規定による申請に対し許可をしたときは、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可証(様式第13号)を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業廃止変更届)

第20条 法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物処理業廃止・変更届(様式第14号)によりとり行わなければならない。

(処理業の許可証の再交付)

第21条 法第7条第1項又は第4項の規定による許可を受けた一般廃棄物の収集運搬業者又は処分業者(以下「処理業者」という。)は、第19条に規定する許可証を亡失又は破損したときは、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書(様式第15号)を市長に提出して再交付を受けなければならない。

(処理業の許可証の提示)

第22条 処理業者は、事業所の見やすい場所に許可証を提示しなければならない。

(浄化槽清掃業者の許可申請)

第23条 浄化槽法第35条第1項の規定による申請は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第16号)により行わなければならない。

2 前項の規定による申請を行った者は、業務に使用する器具等について、市長が行う検査を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請に対し許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(様式第17号)を交付するものとする。

(浄化槽清掃業許可申請書記載事項変更届)

第24条 浄化槽法第37条の規定による届出は、浄化槽清掃業許可申請書記載事項変更届(様式第18号)により行わなければならない。

(浄化槽清掃業廃止等届)

第25条 浄化槽法第38条の規定による届出は、浄化槽清掃業廃止届(様式第19号)により行わなければならない。

(浄化槽清掃業の許可証の再交付)

第26条 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けた浄化槽清掃業者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、許可証を亡失又は破損したときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(様式第20号)を市長に提出して再交付を受けなければならない。

(業務実績の報告)

第27条 処理業者及び浄化槽清掃業者は、市長の指示するところにより、業務の実績を市長に報告しなければならない。

(処理業者等の遵守義務)

第28条 処理業者及び浄化槽清掃業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を第三者に譲渡又は貸与しないこと。
- (2) 自己の名義をもって第三者にその事業をさせないこと。
- (3) その他許可証に記載する事項

(許可証の返還等)

第29条 処理業者及び浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 事業を廃止したとき、又は事業の有効期間が満了したとき。
- (2) 事業の許可を取り消されたとき、又は事業の停止処分を受けたとき。

2 市長は、前項第2号の事業の停止処分を解除したときは、返還された許可証を還付するものとする。

(その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第8条から第16条までの規則は、平成8年12月1日から施行する。

2 この規則の施行前に村長に提出された申請書等は、この規則の相当規定に基づく申請書等とみなす。

附 則(平成13年3月30日規則第11号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年1月10日規則第2号)

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第6号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年11月17日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月22日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月18日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年7月10日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

区分	品目の例示
総重量が極めて重いもの又は体積若しくは、容積が極めて大きいもの	ボート、屋上タンク、浄化槽、看板、ピアノ、農業用車両及び機械等
圧縮処理又は破砕処理に困難をきたすもの	タイヤ、原動機付自転車、自動2輪車、スプリング入りマットレス等
腐食性、引火性、爆発性、有毒性等により施設を損傷するおそれがあり、作業上危険を生じ、又は安全衛生上支障を生じるもの	バッテリー、消火器、ガスボンベ、火薬類、塗料、廃油、劇薬、農薬、焼却灰等
有害物質を含有しているものでその有害性を除去することが困難なもの	ボタン型電池等

別表第2(第15条の2関係)

廃棄物の種類	区分	処分等手数料
電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	151リットル以上	2,000円
	151リットル未満	1,500円
テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの (1)ブラウン管式のもの (2)液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)及びプラズマ式のもの	22型以上	2,000円
	22型未満	1,500円
電気洗濯機及び衣類乾燥機		1,500円
ユニット型エアコンディショナー (ウィンド型エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け型若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)		1,500円

6 豊見城市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

(平成14年10月28日条例第38号)

(目的)

第1条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車による障害を除去することにより、市民の快適な生活と安全を確保し、良好な都市環境を形成するとともに、本市の美観の維持増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 放置 自動車等が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の土地に相当な期間にわたり置かれていることをいう。
- (3) 放置自動車 土地所有者が適切に管理している土地に放置されている自動車等をいう。
- (4) 事業者等 自動車の製造、輸入、販売、整備又は解体を業として行っている者及びそれらの者の団体をいう。
- (5) 土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 所有者等 自動車等を所有し、占有し、若しくは使用する権原を現に有する者又は最後に有した者及び自動車等を放置した者又は放置させた者をいう。
- (7) 処分等 放置自動車を最終処分すること及び処理するために必要な措置をいう。

(市の責務)

第3条 市は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理について、啓発活動、広報活動及びその他必要な施策（以下「市の施策」という。）を実施しなければならない。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、市の区域内において自動車等が放置自動車にならないよう啓発、回収その他の適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市の施策に協力する責務を有する。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、その土地について自動車等の放置を防止する適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市の施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民（市の区域内において自動車等を所有し、又は使用する者を含む。）は、市の施策に協力する責務を有する。

(関係機関への協力要請)

第7条 市長は、放置自動車の発生の防止、調査及び処分等について必要があると認めるときは、警察署その他の行政機関（以下「関係機関」という。）に対し協力を要請することができる。

(放置の禁止)

第8条 何人も、自動車等を放置し、若しくは放置させてはならず、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

(通報)

第9条 放置されている自動車等を発見した者は、市長にその旨通報するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の通報を受けた場合において、必要があると認められるときは、関係機関にその内容を連絡する等適切な措置を講ずるものとする。

(土地所有者等からの調査依頼)

第10条 土地所有者等は、その土地について自動車等が放置されないよう適切に管理をしていたにもかかわらず、自動車等が放置されているときは、当該自動車等の調査を市長に依頼することができる。

(調査等)

第11条 市長は、第9条第1項又は前条の規定による通報又は依頼があったときは、当該職員に当該自動車等の状況、所有者等その他必要な事項を調査させることができる。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、当該自動車等が放置自動車であると判明したときは、所有者等に適切な処理を促すため、当該放置自動車に警告書をはり付けるものとする。

3 市長は、前項の放置自動車の所有者等が判明したときには、当該所有者に対し、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

(立入調査)

第12条 市長は、前条第1項の規定による調査を実施するために必要があると認めるときは、当該職員に、放置されている自動車等が置かれている土地に立入り、当該自動車等を調査させることができる。

2 前項の規定により立入り調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による調査に当たっては、関係機関への照会その他の方法により、所有者等の確認に努めるものとする。

4 第1項の規定による立入り調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物の認定)

第13条 市長は、放置自動車をその形状、放置された状況等を総合的に勘案して規則で定める基準に基づき廃棄物として認定することができる。

2 市長は、廃棄物として認定したときは、規則で定める事項について公告しなければならない。

(廃棄物認定外の措置)

第14条 市長は、前条の規則に基づく廃棄物として認定できない放置自動車についてその所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し期間を定めて当該放置自動車を撤去するよう命令することができる。

2 前項の規定による命令をするときは、規則で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(撤去後の確認)

第15条 前条第1項の規定による命令を受けた者が、放置自動車を撤去したときは、適正に処理したことを示す関係書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(放置自動車の撤去・処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、自ら放置自動車を撤去し処分等を行うことができる。この場合において、第2号に該当するときは、規則で定める事項について公告しなければならない。

(1) 第14条第1項の規定による命令をした後、規則で定める期間を経過してもなお撤去されないとき。

(2) 第14条第1項の規定による命令をしようとする場合において、放置自動車の所有者等が確認できないとき。

2 市長は前項の規定による処分等を行った後に、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、その者に対しその処分等に要した費用を請求することができる。

(関係法令の活用)

第17条 市長は、放置自動車の適正な処理を行うため、関係機関と連携し、関係法令の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 第14条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 豊見城市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則

(平成18年11月16日規則第29号)

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年豊見城村条例第38号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(放置)

第3条 条例第2条第2号に規定する「相当な期間」は、14日間とする。ただし、これにより難い場合は、市長が別に定める期間とすることができる。

(調査依頼)

第4条 条例第10条の規定による調査依頼は、様式第1号により行うものとする。

(調査調書等)

第5条 条例第11条第1項の規定により市長が当該職員に調査させた場合において、当該職員は、放置自動車調書（様式第2号）を作成するものとする。

2 条例第11条第2項に規定する警告書は、放置自動車撤去警告書（様式第3号）とする。

3 条例第11条第3項に規定する勧告は、放置自動車撤去勧告書（様式第4号）により行うものとする。

4 市長は、放置自動車処理記録書（様式第5号）を備え、放置自動車の処理に関する事項を記録するものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第12条第2項の身分を示す証明書は、様式第6号とする。

(廃棄物認定基準)

第7条 条例第13条第1項の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

(廃棄物認定に係る公告記載事項)

第8条 条例第13条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動車等の種別
- (2) 自動車等の色
- (3) 車名
- (4) 放置された場所

(命令書の記載事項)

第9条 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 命令の内容
- (2) 命令の年月日及び履行期限
- (3) 命令を行う理由
- (4) 命令をした後、履行期間を経過してもなお所有者が当該放置自動車を撤去しないときは、市長が自らこれを撤去、処分等を行うこと及び撤去処分に要した費用を徴収することがある旨

(撤去等に係る公告記載事項)

第10条 条例第16条第1項後段の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第14条に規定する命令の履行期限内に当該放置自動車を撤去する旨
- (2) 条例第14条に規定する命令の履行期限を経過してもなお所有者が当該放置自動車を撤去しないときは、市長が自らこれを撤去、処分等を行うこと及び撤去処分に要した費用を徴収することがある旨

(撤去までの期間)

第11条 条例第16条第1項第1号の規則で定める期間は、6月間とする。ただし、これにより難い場合は、市長が別に定める期間とすることができる。

(費用の請求)

第12条 条例第16条第2項の規定による費用の請求は、放置自動車処分等費用請求書（様式第7号）により行うものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

放置自動車の廃棄物認定基準

次の1から3までのいずれかに該当する放置自動車は、廃棄物として認定する。	
1	自動車の登録番号等が確認できず不法投棄と確認され、管理又は使用の形跡がない状態であって次のいずれかに該当する場合 ☐ ナンバープレートが外されている。 ☐ 車体番号が消されている。
2	主要機能が失われており自動車として本来の用に供することができず、現場の状況からして不法投棄と確認され、次の（1）及び（2）においてそれぞれ1つ以上該当する場合 （1）主要機能の状況 ☐ エンジンルーム内の機器が著しく損傷又は紛失している。 ☐ 走行装置（タイヤまわり）が損傷又は紛失している。 ☐ 操縦装置（ハンドルまわり）が損傷又は紛失している。 ☐ 乗車装置（シートまわり）又は積載装置（荷台等）が損傷又は紛失している。 ☐ 車体の損傷が著しい状態である。 （2）現場の状況 ☐ 通常、車を置くべきでない場所に放置されている。 ☐ 車の中又は周辺にごみが散乱し、ごみ捨て場と化している。 ☐ 管理又は使用の形跡がない。
3	附属機能が失われ、かつ、現場の状況から見て自動車としての本来の用に供することができず不法投棄と確認され、次の（1）において2つ以上該当し、及び（2）において1つ以上該当する場合 （1）附属機能の状況 ☐ ガラスが損傷している。 ☐ 照明装置等（ヘッドランプ、ブレーキランプ、テールランプ）が損傷している。 ☐ エンジンルーム内の機器が損傷している。 ☐ 車内が損傷している。 ☐ 車体が損傷している。 （2）現場の状況 ☐ 通常、車を置くべきでない場所に長時間放置されている。 ☐ 車の中又は周辺にごみが散乱し、ごみ捨て場と化している。 ☐ 長期間にわたり、管理又は使用の形跡がない。

8 豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例

(平成17年3月31日条例第15号)

(目的)

第1条 この条例は、まちの美観を損ねる空き缶・吸い殻等の散乱を防止するために市民等、事業者、土地の占有者等及び本市が一体となって、清潔で美しいポイ捨てのないまちづくりの促進を図ることにより、豊見城市の環境美化に努め、良好な生活環境を保全し、市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶・吸い殻等 空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶・吸い殻等を所持している者が、道路、公園、河川、海岸等の公共の場所又は他人の占有若しくは管理する土地に、空き缶・吸い殻等を捨てることをいう。
- (3) 市民等 市民、滞在者又は通過者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (5) 土地の占有者等 土地を占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 回収容器 空き缶・吸い殻等を回収するための容器をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、環境美化に関する必要な施策を講じなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶・吸い殻等を持ち帰り散乱の防止に努めなければならない。

2 市民等は、市長がこの条例の目的を達成するために行う環境美化に関する施策が円滑に実施されるよう協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる空き缶・吸い殻等の散乱を防止するため回収容器の設置その他の必要な措置を講じるように努めなければならない。

2 事業者は、市長がこの条例の目的を達成するために行う環境美化に関する施策が円滑に実施されるよう協力しなければならない。

(土地の占有者等の責務)

第6条 土地の占有者等は、空き缶・吸い殻等のポイ捨て防止のため、当該土地利用者の環境美化意識の啓発に努めるとともに、その占有し、又は管理する土地の環境美化に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 土地の占有者等は、市長がこの条例の目的を達成するために行う環境美化に関する施策が円滑に実施されるよう協力しなければならない。

(禁止行為)

第7条 市民等は、空き缶・吸い殻等のポイ捨てをしてはならない。

(勧告及び命令)

第8条 市長は、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は第7条に違反している者に対し、その責務を適正に履行すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく、これに従わないときは、その者に対し期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(立入調査)

第9条 市長は、空き缶・吸い殻等の散乱の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長の指定する職員に空き缶・吸い殻等の散乱している土地に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

9 豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例施行規則

(平成17年3月31日規則第15号)

改正 平成18年11月17日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例(平成17年豊見城市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勧告書及び命令書)

第2条 条例第8条第1項の規定による勧告は勧告書(様式第1号)を、同条第2項の規定による命令は命令書(様式第2号)を、それぞれ交付することにより行うものとする。

(身分証明書)

第3条 条例第9条第2項に規定するその身分を示す証明書は、身分証明書(様式第3号)とする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、ポイ捨てのない快適なまちづくりに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例(平成17年豊見城市条例第15号)の施行の日から施行する。

附 則(平成18年11月17日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

10 特殊旅館及び特殊浴場の営業を目的とした建築の規制に関する条例

(昭和47年4月7日条例第12号)

(目的)

第1条 この条例は、特殊旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第6項第4号に規定する営業をいう。）及び特殊浴場（法第2条第6項第1号に規定する営業をいう。）によって本市の善良な風俗がそこなわれることのないように、これに必要な規制を加えることを目的とする。

(同意)

第2条 本市内において特殊旅館及び特殊浴場を目的とする建築物を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。

(同意の基準)

第3条 市長は、建築主から前条に規定する同意を求められたときは、その位置が次に該当する場合は同意をしてはならないものとする。ただし、社会教育上支障がなく、市民生活の静ひつを害しないと認められる場合は、同意をしなければならない。

- (1) 住宅密集地
- (2) 教育文化施設の附近
- (3) 主として児童生徒等が通学する道路の附近
- (4) 公園及び児童遊園地の附近
- (5) 風致地区の区域内
- (6) 区画整理の施行地または施行中の土地
- (7) その他市長が不相当と認めた場所

(審査会)

第4条 市長は、建築主から第2条に規定する同意を求められたときは、特殊旅館及び特殊浴場建築審査会（以下「審査会」という。）に諮り、その意見をきいて決定するものとする。

第5条 審査会は委員5人以内で構成し、市長が別に定めるものとする。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 特別の事項について必要がある場合については、審査会に臨時委員若干人を置くことができる。
- 4 臨時委員は、市長が委嘱し、当該特別の事項に関する審査が終了したときは、解任されるものとする。

(中止命令)

第6条 建築主が市長の同意を得ずに建築しようとするときは、市長は、建築の中止を命ずることができる。

(補則)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

1 1 豊見城市飼い犬条例

(昭和49年5月7日条例第20号)
改正 平成8年1月8日条例第1号
平成18年12月11日条例第24号
平成20年3月7日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、飼い犬の管理を適正に行わせることにより、犬による人畜その他に対する危害を防止し、もって社会生活の安全を保持するとともに、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 飼い主 犬の所有者又は管理者若しくは占有者をいう。
- (2) 飼い犬 前号の飼い主が所有し、又は管理し、若しくは占有する犬をいう。
- (3) 野犬 飼い犬以外の犬をいう。
- (4) けい留 人畜その他に危害を加えないように飼い犬をじょうぶな綱、くさり等で固定したものにつなぎ、拘束しておくこと又はおりに入れ、若しくはさくやその他の障壁を設けて収容することをいう。

(飼い主の義務)

第3条 飼い主は、飼い犬の性質、形態等に応じ、人畜その他に害を加えるおそれのない状態で飼い犬をけい留しておかなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 警察犬、狩猟犬、牧羊犬又は盲導犬をその目的のために使用するとき。
 - (2) 人畜その他に害を加えるおそれのない場所又は方法で飼い犬を訓練し、若しくは移動又は運動させるとき。
 - (3) 他人に危害を加えるおそれのない状態で展覧会、競技会又はサーカスその他これらに類する催しのために使用するとき。
 - (4) 幼犬等で人畜その他に害を加えるおそれのないことが明らかであるとき。(生後90日以内)
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、特別の理由により市長が承認したとき。
- 2 人畜その他に害を加えるおそれのある飼い犬は、これを制御することができる者でなければ連れ出してはならない。
- 3 飼い犬を飼育している場所の内外を常に清潔にし、ふんその他の汚物を衛生的に処理し、昆虫等の発生を防止し、発生したら駆除しなければならない。
- 4 飼い犬により、学校、公園、道路その他公の場所及び他人の土地・物件を不潔にし、又は傷つけあるいは荒すような行為をしてはならない。
- 5 飼い犬を飼育している場所の出入口附近又は他人の見やすい箇所に規則で定める様式により、飼い犬を飼育している旨を他人に明らかに見えるように表示しなければならない。
- 6 飼い犬が不要になった場合は、自ら処理できるときを除き、市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(飼い犬が人畜に害を加えた場合の届出)

第4条 飼い犬が人又は家畜、家禽等に害を加えたときは、飼い主は直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(措置命令)

第5条 市長は、人畜に害を加えた犬の飼育者に対し当該犬の殺処分又は性癖のきょう正及び危害防止のために必要な処置をとることを命ずることができる。

2 市長は、第3条の規定に違反していると認めるときは、その飼い主に対し必要な措置を命ずることができる。

(野犬掃とう)

第6条 市長は、必要があると認めたときは、野犬掃とうを行うことができる。ただし、その場合においてけい留されていない犬は飼い犬であることが明らかなもののほかすべて野犬とみなすことができる。

2 市長は、野犬が人畜その他に危害を加えることを防止するため緊急の必要がある場合において、通常の方法によっては野犬を捕獲することが著しく困難であると認めるときは一定の区域及び期間を定めて、薬物を使用して野犬を掃とうすることができる。

3 市長は、前項の規定により薬物を使用するときは、当該区域及び隣接区域の住民に対し、あらかじめ薬物の使用方法及び使用期間その他必要と認める事項を周知させ、事故防止に努めなければならない。

4 市長は、第2項に規定する薬殺を行う期間中、飼犬がけい留されていないため薬殺されることがあってもその責任を負わない。

(隣接市町村への通知)

第7条 市長は、前条第2項の規定により、薬殺を行うときは、隣接市町村長にその旨を事前に通知しなければならない。

(野犬掃とうの方法)

第8条 第6条第1項の規定による野犬掃とうは、市長の指定する野犬掃とう員をして行わせなければならない。

2 第6条第2項の規定による薬殺は、職員に行わせなければならない。

(立入調査)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該職員に、飼い犬を飼育している場所その他関係のある場所に立ち入って調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第3条第1項から第6項までの規定に違反し、人畜その他に被害を与えた犬の飼い主

(2) 第4条の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

(3) 第9条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

2 第5条に規定する措置命令に従わない者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年1月8日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月11日条例第24号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月7日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

1 2 豊見城市飼い犬条例施行規則

(平成20年3月13日規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市飼い犬条例(昭和49年豊見城村条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(けい留の方法)

第2条 条例第3条第1項の規定によるけい留は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければならない。

- (1) 飼い犬が公路を通行する人に接触しないものであること。
- (2) 塀その他の囲壁内において、飼い主に連絡できる装置を設けてあること。
- (3) 前号に規定する装置を設けないときは、囲壁内通路を通行する人に接触しないものであること。
- (4) 前3号によることができない場合は、こう傷防止用口輪等を装着させること。

(けい留の除外)

第3条 条例第3条第1項第5号の規定による市長の承認は、飼い犬けい留除外申請書(様式第1号)により申請するものとする。

2 前項の申請があったときは、市長はこれを審査し、適当と認めたときは、飼い犬けい留除外許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(飼い犬がいる旨の表示)

第4条 条例第3条第5項に定める様式は、様式第3号とする。ただし、他に飼い犬を飼育している旨の表示をする場合は、この限りでない。

(飼い犬の加害の届出)

第5条 条例第4条の規定による届出は、飼い犬によるこう傷届(様式第4号)によるものとする。

(措置命令の様式)

第6条 条例第5条の規定による殺処分又は必要な措置命令は、措置命令書(様式第5号)によるものとする。

(身分を示す証票)

第7条 条例第9条第2項の規定による身分を証明する証票は、身分証明書(様式第6号)によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

13 豊見城市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則

(平成25年12月26日規則第55号)

(目的)

第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道の管理を適正に行うために、水道法施行令（昭和32年政令第336号）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、衛生的で安全な水の給水を確認し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(確認等の申請)

第2条 法第33条第1項の規定に基づく専用水道の布設工事の確認申請は、専用水道布設工事設計確認申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 専用水道でない水道が水道施設の布設工事を伴わず専用水道となった場合においては、当該専用水道の設置者は専用水道となった日から30日以内に、専用水道設置届（様式第2号）により市長に届け出るものとする。

(確認の通知等)

第3条 市長は、前条第1項の申請又は第2項の届出に係る設計が、法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは専用水道布設工事設計適合通知書（様式第3号）を、適合しないと認めたときは専用水道布設工事設計不適合通知書（様式第4号）を、適合するかしないかを判断することができないときは専用水道布設工事設計確認不能通知書（様式第5号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(記載事項の変更届等)

第4条 法第33条第3項の規定に基づく申請書の記載事項の変更の届出は、専用水道記載事項変更届（様式第6号）により行うものとする。

2 売買、譲渡又は合併等の承継により、新たに専用水道の設置者となった者は、承継した日から30日以内に専用水道承継届（様式第7号）により市長に届け出るものとする。

(給水開始前の届出)

第5条 法第34条第1項で準用する法第13条第1項の規定に基づく専用水道の給水開始前の届出は、専用水道給水開始届（様式第8号）により行うものとする。

(水道技術管理者の届出)

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の水道技術管理者を設置したときは、専用水道水道技術管理者設置届（様式第9号）により市長に届け出るものとする。

2 専用水道の設置者は、前項の規定により市長に届けた水道技術管理者の変更があったときは、専用水道水道技術管理者変更届（様式第10号）により市長に届け出るものとする。

(水質検査結果の届出)

第7条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の水質検査結果を、毎年6月末日までに専用水道水質検査結果届（様式第11号）により市長に届け出るものとする。

(給水の緊急停止の報告)

第8条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により給水の緊急停止を行った場合においては、直ちに専用水道給水緊急停止報告書（様式第12号）により市長に報告するものとする。

(業務の委託届出等)

第9条 法第34条第1項で準用する法第24条の3第2項前段の規定による業務を委託したときの届出は専用水道業務委託開始届（様式第13号）により、同項後段の規定による委託に係る契約が効力を失ったときの届出は専用水道業務委託契約失効届（様式第14号）により行うものとする。

2 委託に係る契約内容に変更が生じたときは、専用水道業務委託契約変更届（様式第15号）により市長に届け出るものとする。

(休止又は廃止の届出)

第10条 専用水道の設置者は、専用水道を休止又は廃止した場合は、休止又は廃止した日から30日以内に専用水道休止（廃止）届（様式第16号）により市長に届け出るものとする。

(改善の指示等)

第11条 法第36条第1項の規定に基づく改善の指示は、専用水道改善指示書（様式第17号）により行うものとする。

2 市長は、前項の指示の履行を確認したときは、専用水道改善指示履行確認書（様式第18号）により指示の相手方に通知するものとする。

3 法第36条第2項の規定に基づく水道技術管理者の変更の勧告は、専用水道水道技術管理者（専用水道受託水道業務技術管理者）変更勧告書（様式第19号）により行うものとする。

(給水停止命令)

第12条 法第37条の規定に基づく給水の停止命令は、専用水道給水停止命令書（様式第20号）により行うものとする。

2 前項の給水の停止命令を解除する場合は、専用水道給水停止命令解除書（様式第21号）により行うものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第13条 法第39条第2項の規定に基づく報告の徴収は、専用水道関係書類検査通知書(様式第22号)により行うものとする。

2 法第39条第2項の規定に基づく立入検査は、専用水道立入検査実施通知書(様式第23号)により行うものとする。
(簡易専用水道設置の届出)

第14条 簡易専用水道を設置しようとする者は、当該工事に着手しようとする日の30日前までに簡易専用水道設置届(様式第24号)により市長に届け出るものとする。

(簡易専用水道の記載事項変更の届出)

第15条 簡易専用水道の設置者は、工事を伴う届出事項の内容の変更をする場合は、当該工事に着手しようとする日の30日前までに簡易専用水道施設変更届(様式第25号)により届け出るものとする。

2 簡易専用水道の設置者は、工事を伴わない届出事項の内容を変更する場合は、変更した日から30日以内に簡易専用水道記載事項変更届(様式第26号)により届け出るものとする。

3 売買、譲渡又は合併等の承継により新たに簡易専用水道の設置者になった者は、承継した日から30日以内に簡易専用水道承継届(様式第27号)により届け出るものとする。

(簡易専用水道の休止又は廃止の届出)

第16条 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道を休止又は廃止した場合は、休止又は廃止した日から30日以内に簡易専用水道休止(廃止)届(様式第28号)により届け出るものとする。

(給水開始前検査)

第17条 簡易専用水道の設置者は、その施設を使用して給水を開始しようとする場合、あらかじめ建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第4条第1項第3号に掲げる水質検査並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の2の5及び建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件(昭和50年建設省告示第1597号)に適合するかどうかの施設検査を行うものとする。

2 前項の検査を行った場合は、検査結果を添えて給水を開始しようとする日の前日までに簡易専用水道給水開始前届(様式第29号)により市長に届け出るものとする。

(簡易専用水道の改善の指示等)

第18条 法第36条第3項の規定に基づく改善の指示は、簡易専用水道改善指示書(様式第30号)により行うものとする。

2 前項の指示の履行を確認したときは、簡易専用水道改善指示履行確認書(様式第31号)により行うものとする。
(簡易専用水道の給水の停止命令)

第19条 法第37条の規定に基づく給水停止命令は、簡易専用水道給水停止命令書(様式第32号)により行うものとする。

2 当該水道利用者の利益を阻害するような状況の改善が確認されたときは、簡易専用水道給水停止命令解除書(様式第33号)により行うものとする。

(簡易専用水道の報告の徴収及び立入検査)

第20条 法第39条第3項の規定に基づく報告の徴収は、簡易専用水道関係書類検査通知書(様式第34号)により行うものとする。

2 法第39条第3項の規定に基づく立入検査は、簡易専用水道立入検査実施通知書(様式第35号)により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成28年3月30日規則第18号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

14 豊見城市墓地等の経営許可等に関する規則

(平成25年1月16日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定に基づく墓地、納骨堂、又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る基準及び墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号。以下「省令」という。）第7条の規定による帳簿その他必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営主体)

第2条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、市長が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めたときは、この限りではない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人（以下「宗教法人」という。）であって、県内に主たる事務所又は従たる事務所を有する者
- (3) 墓地等の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）であって、県内に主たる事務所又は従たる事務所を有する者

(経営許可等の申請)

第3条 法第10条第1項の規定による許可の申請は、墓地・納骨堂・火葬場の経営許可申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地等の設置に関する議会の議決書又は予算書の写し（申請者が地方公共団体である場合に限る。）
- (2) 定款又は寄付行為の写し及び墓地等の管理運営に関する規則等の写し（申請者が宗教法人又は公益法人である場合に限る。）
- (3) 墓地等の敷地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (4) 墓地の周囲200メートル（納骨堂又は火葬場にあつては、周囲500メートル）以内の附近見取図（第7条第1号イ及びウに規定する施設等からの距離を記入したもの）
- (5) 造園計画図（墓地の場合に限る。）
- (6) 敷地及び建物の図面（配置平面図及び立面図をいう。以下同じ。）及び構造仕様書（納骨堂又は火葬場の場合に限る。）
- (7) 農地の所在地を管轄する農業委員会の意見書の写し（敷地が農地である場合に限る。）
- (8) 申請地及び隣接地の公図の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 法第10条第2項の規定による変更許可の申請は、墓地・納骨堂・火葬場の変更許可申請書（様式第2号）により行うものとする。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第2項第1号、同項第4号及び同項第6号に掲げる書類
- (2) 変更前後の区域を明示した図面（墓地の場合に限る。）
- (3) 変更前後の敷地及び建物の図面及び構造仕様書（納骨堂又は火葬場の場合に限る。）

5 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可の申請は、墓地・納骨堂・火葬場の廃止許可申請書（様式第3号）により行うものとする。

6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が地方公共団体である場合にあつては当該墓地等の廃止に関する議会の議決書の写し、その他のものである場合にあつては当該墓地等の使用者の廃止に同意する旨の署名
- (2) 改葬計画書

(許可証の交付)

第4条 市長は、前条第1項、同条第3項又は同条第5項の申請があつた場合は、その内容を審査し、許可をすればは墓地・納骨堂・火葬場（経営・変更・廃止）許可証（様式第4号）により、許可をしないときは墓地・納骨堂・火葬場（経営・変更・廃止）不許可通知書（様式第5号）により申請者にその旨通知するものとする。

2 市長は、墓地等の経営を許可するときは、必要な条件を付することができる。

(工事完成届出)

第5条 墓地等の経営者は、墓地等の設置又は変更の工事が完成したときは、工事完成届出書（様式第6号）を市長に提出してその検査を受けなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 完成した墓地等の写真
- (2) 経営者が地方公共団体である場合にあつては当該墓地等の管理条例の写し、その他の者である場合にあつては当該墓地等の使用料金等を定めた書類

(墓地等の構造)

第6条 墓地等の構造設備は、それぞれ次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が、土地の状況等から公衆衛生上支障がないと認めた場合には、この基準を緩和することができる。

- (1) 墓地 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けなければならないこと。
 - イ 道路の有効幅員は、1メートル以上とすること。
 - ウ 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。
 - エ 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。
 - オ 墓石区域面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。
 - カ 管理事務所(面積が1ヘクタール以上の墓地に限る。)、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場(墳墓数に100分の10を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の駐車区画を有するものであること。)を設けること。
- (2) 納骨堂 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 納骨堂を他の建物の中に設置するときは、その区画を明らかにすること。
 - イ 焼骨の収蔵が確実にでき、かつ、耐火構造とすること。
 - ウ 出入口及び堂内納骨棚は、鍵がかけられる設備とすること。
- (3) 火葬場 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 周囲は、内部が見通せない高さの障壁で境界を設け、かつ、樹木を植栽すること。
 - イ 火葬炉は、臭煙等の公害防止装置を設備すること。
 - ウ 死体置場、付添人控所その他必要な附属施設を設けること。
 - エ 灰棄場は、火葬場内の一定の場所に不透水性材料をもって造り、かつ、雨覆いを設けること。

(墓地等の設置場所)

第7条 墓地等の設置場所は、それぞれ次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市長が焼骨を埋蔵する墓地等で土地の状況等から、公衆衛生その他公共の福祉の観点から支障がないと認める場合には、この基準を緩和することができる。

- (1) 墓地 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は法第10条第1項の許可若しくは同条第2項の変更の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他権利が設定されていないこととなるものでなければならないこと。
 - イ 国道、県道その他主要道路及び河川から30メートル以上離れていること。
 - ウ 公園、学校、病院その他公共的施設及び人家から100メートル以上離れていること。
 - エ 水源を汚染するおそれのない場所であること。
 - オ 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
 - カ 周辺の美観を損ねることがないこと。
- (2) 納骨堂 前号に掲げる要件(エを除く。)を満たしていること。ただし、寺院若しくは教会の境内又は火葬場敷地内に建設する場合は、この限りではない。
- (3) 火葬場 第1号に掲げる要件を満たしていること。この場合において、同号イ中「30メートル」とあるのは「200メートル」と、同号ウ中「100メートル」とあるのは「200メートル」と読み替えるものとする。

(帳簿)

第8条 省令第7条第1項に規定する帳簿は、墓地台帳(様式第7号)及び納骨堂台帳(様式第8号)とする。

2 省令第7条第3項に規定する帳簿は、火葬場台帳(様式第9号)とする。

(個人が設置する墓地の経営)

第9条 第2条ただし書に該当し、かつ、墓地の経営の許可を受けた者が自己及び親族のために限り設置する墓地の経営については、第5条の規定は適用しない。

2 前項の墓地の経営については、第6条第1号中イ、オ及びカの要件を要しない。

3 第1項の墓地の経営については、第7条第1号中イ、ウ及びオの要件を要しない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成28年3月30日規則第18号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

15 豊見城市公営墓地整備計画策定委員会規則

(平成28年6月27日規則第29号)

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）第3条の規定に基づき、豊見城市公営墓地整備計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第2条 策定委員会は、市長の諮問に応じて、豊見城市公営墓地整備計画の策定に必要な事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他特に市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、豊見城市公営墓地整備計画が策定されるまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、策定委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、市民健康部生活環境課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この規則の施行後最初に行われる策定委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市公害防止条例（昭和55年豊見城村条例第26号）第20条第4項の規定に基づき、豊見城市公害対策審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は必要な資料を提出させ説明を聞くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民健康部生活環境課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この規則の施行後において最初に招集される審議会の会議及び第2条第1項の規定により互選される前に招集される会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。